

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 12 月 15 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
会 場 高浜市議事堂

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （副議長） 浅岡 保夫

2. 欠席者

オブザーバー （議長） 杉浦 敏和

3. 傍聴者

報道機関 1 名、市民 2 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 審査事項

(1) 議案第 73 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算（第 5 回）

2 報告及び連絡事項

(1) 高浜市役所本庁舎整備事業における事業費（光熱水費）支払い方法の変更について

(2) 庁舎議場（多目的ホール）の一般利用について

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

副議長挨拶

委員長 去る12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、補正予算1件であります。

当委員会の議事は、お手元に配付されております付議事項のとおり、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより付議事項の順に会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から、説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 本日、追加案件に2件を報告及び連絡事項として、付議をさせていただきました。後ほど御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

① 議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 庁舎内の廃棄物処理業務委託料ということですが、廃棄物にもいろいろあると思うんですが、内容的にはどのような廃棄物が含まれているというか、入っておるんでしょうか。

答（行政） 大きなものとしたしましてはキャビネット、いわゆるその書庫ですね、そういったものが大きくございます。あと、机だとかですね、そういったものも含まれています。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

① 議案第 73 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算（第 5 回）

起立全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

《議 題》

2 報告及び連絡事項

① 高浜市役所本庁舎整備事業における事業費（光熱水費）支払い方法の変更について

委員長 当局より、説明を求めます。

説（総務部） それでは、高浜市役所本庁舎整備事業における事業費、光熱水費支払方法の変更につきまして御説明を申し上げます。

庁舎整備事業におけます事業費につきましては、お手元の資料の現契約、税別の表のとおり、施設整備費及び維持管理費合わせて 30 億 7,734 万円で契約を締結いたしましたところですが、多少でも事業費の削減が図られないか検

討を行ってまいりました。その結果、光熱水費につきましては、これまでどおり市が節電節水に努めることにより、若干の削減が見込めると試算をいたしました。本市では市庁舎のほか、市内各施設を対象に、全庁的に節電対策に取り組んでいるところでありまして、引き続き、市庁舎に勤務する職員の節電節水意識を促し、職員の努力が金額に反映できるよう、光熱水費につきましては、直接市が支払うことに変更するものであります。

なお、削減の見込額につきましては、1年間で約75万円、20年間で約1,500万円と試算をいたしております。これによりまして光熱水費につきましては、毎年の当初予算にリース料とは別に計上させていただき、御審議をいただきますほか、実績につきましては、決算認定の主要施策成果説明書等において、御説明をさせていただくこととなります。この内容によりまして、契約内容の変更をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

問（5） 職員の節減とか節約というのは理解できるんですけども、1点お伺いしたいのは、1年、これいくらの予算額を計上していくのかということと、どうして初めから直接、市が払う方法を選択しなかったのか、債務負担でこうやってやるのが節約になると思って債務負担行為を組んだと思うんですけども、その辺の理由を教えてください。

答（総務部） 1年いくらで予算計上するのかということですが、ただいま1年間で約75万円の節約が見込めるというふうに試算をしておりますので、そのような形で当初予算には計上してまいることとなります。

次に、どうして初めからこの部分を債務負担の中に入れたのかという御質問でございますけれども、債務負担行為は将来的に発生する債務について、これをあらかじめ明らかにして、長期的にどれぐらいの負担があるかということをお示しするものでございます。当初は、リースでありますので、建物のリース料だけではなくて、施設設備の機械関係の保守点検委託料全ても含んでおりました。ただ、光熱水費だけは施設に付属するものではございませんで、これは、切り分けることによって削減が見込まれる、職員の努力が金額に反映できる、そういった理由から今回、これを別にさせていただいたところ

でございます。

問（５） 1年、75万円の節減ということですが、1年にいくらの当初予算を今後組む予定なのかを、具体的に示していただきたいのと、光熱水費を今回から市が努力して、直接払うということなんですけれども、今後の高浜小学校等整備事業についても、光熱水費等は直接市が払う、そういった考えに変えていくのか、その辺を教えてください。

答（総務部） 2点、御質問をいただきました。2点目の質問について、私からお答え申し上げます。高浜小学校等整備事業につきましては、光熱水費は維持管理費の中に含まれておりませんので、これは現年度の当初予算で計上させていただくということになります。

答（行政 杉浦主幹） 当初予算につきましては、ただいま財政と検討させていただいて、査定の段階でございますので、今の段階では申しわけございませんけれども、削減効果があるということで、よろしく願いいたします。

問（５） 75万円の節減効果があるということをおっしゃっているわけですが、それがどこから75万円が出てくるのか、毎年、1年ずつ積算して75万円の節約効果があるというふうに出ていると思うんですけれども、そのあたり、1年いくらというのを今の見積り段階で出させていただかないとわからないので、そこはしっかり示していただきたいと思いますが。

答（総務部） ただいま予算の査定中で、最終的な金額は、当初予算の中でお示しをすることになりますけれども、当初予算でいくらを計上する予定か、1問目、御質問をいただいておりますので、そのことについてお答えを申し上げます。20年間で2億3,000万円の部分を割り返しますと、1年当たり1,150万円、これは税別でありますので、消費税を掛けますと1,242万円、これに対して75万円の削減を見込んでいるということですので、1,167万円というところが出てまいります。詳細につきましては、現在、査定中でありまして、その査定の中で、さらに詰めていきたいと思っております。

問（５） 既に75万円の削減効果を今、見込んでシミュレートしているわけですので、1年いくらというのが出てないと、ただ単に75万円減らすだけですよと言っているだけに思えるんですけれども、そのあたり、しっかり説明してく

ださい。

答（行政 杉浦主幹） 削減効果の試算ということで、ただいま出しておりますのが、光熱水費自体が電気、ガス、水道、下水となります。

電気、ガスにつきましては、旧庁舎の直近1年の電力稼働により、新庁舎の稼働状況により、試算のほうをさせていただいております。水道、下水につきましては27年度の決算ベースで試算をさせていただいております。

合計につきましては、細かい数字を言いますと1,165万1千円の試算をしているところがございます。

問（5） そうなってくると、その今の積算の仕方を考えると、職員とその努力で削減するというのを先ほどおっしゃられましたけれども、それだったら初めから、その金額で債務負担行為を組んでおけばよかったということにも思えるんですけれども、どこがどう、本当に節減していくのか、そこら辺がただ節減しますよと言っているだけで、何かその根拠がわからないですけれども、そこら辺しっかりわかるように説明をお願いします。

答（行政 杉浦主幹） 試算につきましては、当初、委員おっしゃられるように、予算を組むときには、基本的な内容で予算を想定して、組みさせていただきました。そのあと、提案事業ということで、事業者さんからの募集で、金額のほうは決定をさせていただきまして、基本設計、実施設計が終わった段階で器具等が確定してまいりますので、その器具に合わせて、先ほど申しました電力の稼働ですとかガスの稼働を、現庁舎の稼働時間などを考慮しまして、算定させていただいたのが、先ほど申しました数字となります。

問（5） 債務負担行為とはいえ、市が直接支払うということの違いなんですけれども、債務負担行為で契約しているのが、業者に実費で支払うというような債務負担を組んでいるのか、それとも限度額を組んで、債務負担を組んでいるのであれば、別にそのまま債務負担でやっておいたって、額は変わってこないと思うんですけれども、そのあたりどうして直接、市にわざわざしたのか、そこをもっとはっきり教えてください。

答（副市長） もともと新庁舎のリース方式を選択したということで、自前の資産を持たないメリットというものを私どもいろいろ考えました。

その中の一つとして、職員による管理の部分を少しでも減らしたいという思いがございました。当然ながら、予算を組む必要がないし、毎月の支払いの手続きを踏む必要がないということと、年度末になって予算の残額を気にする必要がないということで、当初のところはリースの中に光熱水費を入れるという選択をさせていただいた。

その後いろいろ考えますと、将来的に節電、節水等を求められることが当然出てくる。それは頑張った分だけ、やっぱり料金のはね返りがないと、やはり職員もやる気が出ないし、たくさん使っても一緒なんだという、モラルハザードを引き起こす要因にもなるということもあって、今回、今も、現在も節電、節水を続けています。財政的な効果もあるということなので、その部分は除外をさせていただいたということでもあります。

意（5） わかりました。職員のコスト意識をしっかりと図るということで、理解をしておきますけれども、さらなる、やっぱり実際見ている、職員の方も一つずつ努力をしていると思うんですけれども、私が気づくのはやっぱり、エレベーターを使っている職員を見かけますので、そういったところも一つずつ、やっぱり階段を使うとか、そういったことをしっかり徹底していただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（7） 同じようなあれで、少しお聞きしたいと思います。先ほど、節電のためと言いましたけれど、今回の要するに庁舎は、窓の数、窓の大きさやああいふものが少ない状況ですので、冷暖房完備で、おそらく常に入れておらないといかんというような状況になると思うんですけれども、そこら辺の考え方は、どういうふうにご考慮されているのか、ちょっと説明していただきたいです。

答（行政 杉浦主幹） 実際、夏場、冬場がそういったエアコンの頻度が高くなる時期になると思うんですけれども、運用自体は今の庁舎と同じように、今、運用指針がないのですけれども、期間を決めて、その間は温度設定をして、エアコン等を運用してまいります。

それから、運用期間以外のところで温度等上がれば、当然、エアコン等を入

れてまいりますけれども、やはりコスト意識ということで職員には、運用のほうをしていくということで進めてまいります。

問（7） そこら辺のことをね、きちんとやっていただかんことには、職員の努力もわかるんですけど、使うのは市民なんですよ。市民に対して節水だとか、節電だとか、そういうようなことをお願いするわけですか。暑いときには、入れにゃいかんでしょ。寒いときには、暖房でも入れにゃいかん。そういったことをどうやって、この職員が耐えとるで市民も耐えてほしいと、そんなこと言えるわけないでしょう。最初から入っというところを、75万円が確かに節減できるかどうかはわかりませんが、含んでやった以上、別に市民が暑いと言われればすぐ冷房を入れたり、寒いと言われれば暖房を入れたり、そういったことのほうが重要じゃないかと。いくら他人の建物であっても、使うのは、要するに市なり、市民なりですので、そこら辺のことを十分考えられて、こういったことをやっておられるのか、先ほどの質問でも、全くその根拠というのか、そういった数字的なあれをきちんと示されればまだわかるんですけど、ただ75万円が節減できる予定だなんて、そういうことではとてもじゃない、そんな賛成しかねるというのか、ちょっと一工夫をお願いしたいと思う。

それと、私はある程度、これで竣工されるかどうかはわかりませんが、例えばガラスが透明であったり、それから裏の階段の手すりが、あんな角があるような手すりや、歩道のほうから登ってくるとえらい恐怖を感じるような、そういった要するに手すりをやっとして、建物は業者の建物だか知らんけれど、実際は、使う人は市民なので、市民がきちんと安全や安心を守れるようなことを、なんでやってもらえんのか、あんな角があるような鉄柵で、なんであの手すりをつけるのか、そこら辺のことが、ようわかりません。そこら辺をきちんとやっていただいてから、こういったことをやってほしいと。

それと、この減額が全協で示されたアスベストの変更額というのか、そういったあれには、変わらんということですかね。変更はないということで、よろしいですかね。そこら辺のことだけは、最終的に確認をさせていただきたいと思います。

答（総務部） 3点、御質問をいただいたと思います。1点目が節電の努力、

2点目が新庁舎の安全安心面、3点目がアスベストの関連であったと思います。私のほうから、1点目と3点目を申し上げます。

1点目につきましては、これは当然、市民の方に対して精神的な努力を求めるといふ趣旨ではございません。職員も、暑いけれども我慢するとか、精神的な努力を求めるところではなくて、必要なときは、空調はきっちり稼働させます。ただ、そうした中でも、先ほどエレベーターを節約したらどうかとか、その環境を整えながらも節約できる部分というのは、それはあると思うんです。ぜひ、そういったところで節電、節水の努力に努めてまいりたいと思っております。

次に3点目でありますけれども、光熱水費はこのアスベストの処理と関連があるのではないかとということでございますけれども、時期が重なってしまいましたのでいたしかたございませんけれども、光熱水費の支払方法の変更については、かなり前から検討してまいりました。そうした中で、御報告できるのがきょうになってしまったということです。アスベストのことは、処理方法等、まだいずれも決まっておられませんので、これと相殺する形でということではありませんのでお願いいたします。

答（行政 杉浦主幹） 手すり等の安全ということでございますけれども、手すり等、基準としましては建築基準法にのっとってつくっております、建築基準法上は問題ございませんけれども、デザイン的なこともございますので、もう一度、設計事務所と確認をさせていただいて、必要なことがあれば対応していきたいと思っております。

問（7） デザイン的なことを言っておるわけじゃないですよ。それじゃあ歩道から一遍、自転車やなんかで乗って行ってみん、どれだけ危ないのか。先がとんがったやつが歩道ぎりぎりまで出とるあれ、ちょっとふらついたらあんだ、ちょうどあれだよ。それと障がい者用の、要するに、ああいうあれからいっても、ちょうど高さが顔あたりのところに

委員長 柴田委員、今のこの内容の報告から大分、ずれてきていますので。

問（7） そういった安全面を、もっと市民が使うことに困らんようなそれは。そん中であれじゃないですか。

委員長 今は、光熱水費に対しての質疑ですので、その関連であればお願いし

ます。

意（7） そういったことを、要望しておきます。

委員長 ほかに。

問（12） 先ほどのこの2億3,000万円の金額のことで話がありましたが、今の市庁舎の27年分で計算式を出したというお話ですが、現在の市庁舎ですと5階建て、6階建てってなっているんですが、今度の庁舎は3階建てですよ、それで、そのまま計算式を出されたのかどうか。その式でいきますと、もちろんそのままではないと思うんですが、そのまま出されたとなると、かなり面積というか違ってくると思うんで、その点ではどうなんでしょう。

答（行政 杉浦主幹） 先ほども申しましたけれども、既存庁舎の電気等稼働率を見まして、それを今度の新庁舎のほうで、その機械を同じような稼働をした場合に、どれぐらいの試算となるか、料金が出るかということで試算をしております。単純な面積計算ではございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長 よろしいですか。ほかに。

問（3） 私も12番議員とほぼ同じような、ちょっと疑問なんですけれども、庁舎の大きさの件は今、出たんですけれども、減額される部分でもLEDに変わっているよという部分であったり、空調等も今の現庁舎だと新しい庁舎との多分、電力、消費電力というものが違ってくるんで、大分下がるのかなと、今の職員の皆さま方も現庁舎内においてしっかりと節電、節水等してくださっていることはすごくよくわかるんですけれども、ただ3階の今後、このあとまた多目的ホールの件も出てきますけれども、一般開放されるという部分もありますので、そこら辺も含めてちょっと考えてみえたのかというのを、ちょっとお聞かせできたらなと思います。

答（行政 杉浦主幹） 試算としましては、多目的ホール等も稼働時間等勘案しまして、試算をさせていただいております。

問（3） 今ですと4階は、よくほかのことで使ったりというのがあるんですけれども、例えばいきいきホールの使われ方だとか、そういった部分での回数というのも、実際3階の議場という会議場は、今以上に使われる頻度はふえてくるのかなと思うんですけれども、この辺も加味してということよろしいで

すか。

答（行政 杉浦主幹） 今のこの既存庁舎でも夜、会議をしておりますので、実際に使用した稼働時間も含めて、今回、何回利用するっていうところまでは計算はしておりませんが、夜間の利用も踏まえまして、計算はさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（8） 1点だけ、民間の中ではね、よく売り上げに合わせて変動するよーうにとーうことで、右肩上がりで伸びているときには固定化とーうことで、固定費の部分をつんとん扱つうんですけれども、収入がとんとん減つてくると逆に変動化、売り上げに合わせて支出を減らしていくとーう発想があるんですね。そーうやつて考えると、今回、逆に光熱水費を自分たちで管理するとーうのは、以前からお話しているよーうに、残業時間の話もありましたけれども、そーういふところの効率化を図りながらやつていくとーう理解でよろしいんですね。

答（総務部） 時間外の管理、土日等の勤務も含めまして、そーういふことを総合的に勘案しながら節電対策、節水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（13） この本庁舎整備事業とーうのは、プロポーザルですよね、もとが。とーうことは、この光熱水費に関しても当然、相手の大和リースさんが計算をして、やられてきておるとーうことを思つうんですけれども、その中でいふと例えは、これを市が管理することによつて、少しでも安くなるとーう可能性があるのであれば当然、大和リースさん、自分のところで頑張れば、この部分、儲けになるよなとーうふうには思いません。そーういふ部分でいふと、ではのつけのプロポーザルとつてなんだつたんだとーうことになりかねないと思つうんですよ。これを大和リースさんがオーケーしてくれて、高浜市も頑張つていろんなことを節減してね、お金を少しでもかからないよーうにしましよーうとーうのはいいんですけれども、実際、私が心配するのは、今後まだ公共施設の整備事業とーうのは、さまざまやつていくわけじゃないですか。そーういふ中でいふと、その事業者さんたちにとつて高浜市とーうのは、ちよつと付き合つていくのがつら

いなあとというようなイメージを与えないかなということをごく思うんですよ。

実際にもう建物もでき上がって、23日には内覧会をやられて、もう1月位はあけたらすぐ、こちらのほうに移譲されるというか、実際、使うようになっていくわけですよ。この段階、前から検討されておったという、さっきお話がありましたけれども、この段階においてこういうことが、我々のほうにこういうふうにしていきたいということで報告があるというところに対して、ちょっとどうなんだろうかということをごく思うんですよ。ですから、その大和リースさんとの話し合いの経緯というのは全然聞いていないもんですから、できればもう少し早い段階の中で、そういったことも当然、今こういう動きをしていますとかいうところも、議会のほうにお示しをいただくべきだったんじゃないかなあということと、それから、今後の民間事業者とのさまざまなお付き合いの中で、大丈夫なのかどうか、その辺のところ、今これで話が、オーケーがとれているんだったら、相手先はどのようなことを言ってみえるのかということもあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

答（行政 杉浦主幹） 相手先の大和リースさんにつきましては、資料でお示ししております光熱水費分については、減額していただいて結構ですという返事をいただいております。

答（総務部） 次に、今後の公共施設整備の契約に与える影響ということでございますけれども、今回はプロポーザル方式で、いわゆる随意契約になります。契約締結時、あるいは契約締結後において、双方の協議によって、こういった契約を変更するということではできませんのでございます。

なお、その他の契約方式につきましては、競争入札によりますと、それは市が示した条件で、事業者がその範囲で応札をして、落札決定をされますので、そういったものについては、こういった交渉という余地は少なくなってまいります。契約の種類に応じて、こういった交渉を行っていく予定でございます。

問（13） とにかく、いかなる場合でもマイナスの影響にならないということ、ぜひともお願いしたいということですが、もう1つだけ、今、こういった随意契約の場合は、契約締結後のこのような話し合いの中で、変更があるならそれをしていくというようなお話しがありましたけれども、例えば逆に

言うと光熱水費が非常に上がってしまったと、これ大和リースさんのほうでお支払いをお願いしとったんだけども、とてもじゃない、3割も4割も上がっちゃったからやっていけませんというようなことがもしあったとした場合には、それは当然、契約変更の申し出があって、それをもって契約変更になる可能性もあったということでしょうか。

答（総務部） 光熱水費も含めてですけれども、本日お出しをした維持管理費、維持管理運営というところがございます。この内容については、これは当初契約で3年ごとに、物価変動に合わせて価格の見直しをするということになっております。ですので、この物価変動の中には光熱水費は直接スライドしておりませんが、物価変動があれば、それに見合っただけで光熱水費も変動するという契約内容でございました。その部分については、双方合意済みでございます。そうした中で、光熱水費が著しく上がってしまった場合、この部分はどうかということですが、大和リースさんにおいても不安定要素は非常に大きい部分なので、今回、こういった話し合いに応じていただけたものと考えております。

意（13） まさに今、総務部長が言われるとおりでと思うんですね。実際、契約条項的に見ると、光熱水費まで入っているというのは、本当によく受けたなみたいなどころも実際はあったんですよ。あの契約書を、締結前から我々はそれを示していただいている中で、そう思っていたもんですから、逆にだからこそ、きちんと結果を出さないと、今回、こういうふうに変えますよといったところに対して結果を出さなければいけないというところは、先ほど市民の方々に強要できないとか、なんとかいう話がありましたけれども、でも、全世界的にその節電だとか、節水だとか、そういったことは当たり前の話ですので、それは十分をお願いをしていけばいいと、私は思います。そういうところでは、しっかりと結果を出していただきたいということをお願いしておきます。

委員長 ほかに。

問（5） 1点、事務的な確認なんですけれども、金額的な見える化を示すためにも来年度、平成29年度当初予算で、この債務負担の限度額をこちらの減らした額に、しっかりと変更するという理解でよろしいでしょうか。

答（総務部） 債務負担行為は、予算の一部でございます。この予算について

は、平成 26 年度に御可決をいただいております。予算につきましては、年度をまたいで補正ということができませんので、この部分については、後年度において債務負担行為限度額の補正をするということではできませんので、御理解いただきたいと思っております。

問（５） 債務負担の変更は、別に年度が変わっても減額できると思うんですけども、以前、指定管理の債務負担でもしたと思うんですが、このあたりしつかり、もう一度調べて回答をよろしくをお願いします。

答（総務部） 以前、債務負担行為限度額の補正をさせていただきましたのは、限度額がふえたからであります。２点申し上げます。

債務負担行為限度額の変更ができますのは、当該年度になります。例えば、28 年度当初予算で債務負担行為を設定をし、それで、契約をしたと、契約の金額が確定したときに、債務負担行為限度額が下回る場合があります。それは当初予算で提案をして、当該年度 3 月補正で減額をするということはありません。これは、当該年度中でありませぬ。

次に、指定管理の御質問をいただきましたけれども、債務負担行為限度額を定めてやっていくと、ただ、途中で物価変動等があつて、債務負担行為限度額を引き上げないといけない場合がある。これは、後年度に引き上げ分だけを別途、予算計上をさせていただいたということはありません。そのように扱っておりますので、よろしくお願ひいたします。

意（５） しつかりとこの金額を管理して、見える化して、どんだけ節減したかというのをしつかり、我々にも示していただきたいと思ひます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようです。

② 庁舎議場（多目的ホール）の一般利用について

委員長 説明を求めます。

説（総務部） それでは庁舎議場、多目的ホールの利用につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、新庁舎の議場、多目的ホールにつきましては、事業者が自主事業・貸出事業を実施するなど、賑わいの創出、協働による公共施設サービスのモデルを形成することを一つのステータスに掲げ、この場合、当該利用料については、事業者の収入としてよいことといたしておりました。しかしながら、事業者が貸し出す場合は、割高な料金となることから、例えば、市民団体が利用する場合は、市が自ら料金を設定し、直接市民に貸し出すことができないか、事業者との調整を行ってまいりました。その結果、現時点、案の段階ではございますが、おおよその内容が固まりましたので、その概要を御報告させていただくものでございます。

資料の1、目的につきましては、まちづくり活動に利用できるよう議場、多目的ホールを貸し出すものでございます。

2、利用時間につきましては、原則として、平日は午後6時から午後9時まで、休日は午前9時から午後9時までといたしております。

3、利用できない日につきましては、(1)として、議会の開催期間中、(2)として、選挙の開票所等で用いる場合などを定めております。

4、利用者の範囲につきましては、まちづくり活動の利用に供する目的でございますので、市内の在住、在勤、または在学者としております。なお、まちづくり活動以外の目的で利用を希望される場合は、別途、事業者が行います貸出事業で御利用いただくこととなります。

5、利用料金につきましては、市の他の施設の算定基準、旧中央公民館の会議室の使用料を参考に、1時間当たり1,500円といたしております。

6、利用の申し込み等につきましては、(1)では、利用日の7日前から2カ月前までに申し込みをしていただくことといたしておりますが、2カ月前までといたしたのは、次の定例会の会期日程が決定をされますのが、おおむね2カ月前でございますので、それ以降、予約が可能となるとしたいという趣旨でございます。基本は、議会の議場、委員会室、会議室でありますので、議

会運営上、支障をきたさないことが大切であると考えておりまして、一つの案といたしまして2カ月前をお示しさせていただきました。御意見を頂戴できればと思います。(2)では、アは臨時会の開催などを想定し、イは衆議院の解散総選挙などを想定し、これらの場合は、一旦行った利用の承諾を取り消すことができることといたしておりますが、このことは議会運営あるいは市の事務執行への影響を考慮したものでございます。

7、利用の制限につきましては、まちづくり活動に利用するための制度でありますことから、政治もしくは宗教上の利用、または営利を目的とした利用についてはできないこととし、その必要がある場合は、別途、事業者が行う貸出事業で御利用いただくこととなります。

8、適用除外につきましては、(1)の趣旨は、もともと議会その他市の執務のためのスペースでありますので、議会、執行機関、執行機関の附属機関、例えば、総合計画審議会のようなものになりますけれども、これらが利用する場合は、自らが利用すべき市役所の会議室を使用することになりますので、この規定は適用しないことといたしております。(2)の趣旨は、これまで御説明申し上げたとおりでございます。

なお、利用開始予定日でございますが、引越し等が一段落したあとの、来年2月1日からを予定いたしております。説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

問(2) 夕方の6時から9時まで、休みは午前9時から午後9時までですけど、そのホールの開錠とか施錠はどなたがやられるんですか。つまり、時間外になって、そういった人たちもきっと払わないかんのじゃないかと思えますけど。

答(行政 杉浦主幹) 開錠と施錠につきましては、大和リースさんの維持管理の中でやっていただくということで調整をしております。

委員長 ほかに。

問(13) 利用時間のところなんですけれども、今までの公共施設全般にそうなんですけれども、例えば午後9時までということは、午後9時まで開けると、

現状維持して開けるというのが原則ですよね。例えば、具体的な例で恐縮なんですけれども、薬剤師会なんかは中央公民館を使わせていただいているんですけれども、8時からしか会議ができないと。要は店舗やってる関係だとかいろいろありまして。そうするとやっぱり10時まで開いていることが便利だったというお話があるんですよね。そういう点なんかは、それぞれの団体の事情もあるものですから、ここに原則とうたってあるんですけれども、だーだーじゃよくないと思いますが、柔軟な対応ができるような形を、要は管理は大和リースさんになるわけですので、大和リースさんかどうかわかりませんが、市じゃないわけですよね、そのときは。そのへんのところも上手に調整をしていただければ、ありがたいなということをお思いますので、よろしくお願ひします。

答（総務部） これは初めての試みでございますので、まずはこの時間を原則として行わせていただいて、その後、そういった御意見も踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（7） ホールの時間帯はあれですけど、今からⅡ期工事でできる会議室は、先ほど13番議員が言ったみたいに、例えば10時なら10時とかいうふうに、そういった考慮はお願いできるのかどうかのあれですけど、確認です。

答（行政 杉浦主幹） 今回の9時とさせていただきましたのは、大和リースさんの管理で、やはり夜9時ぐらいまでの施錠としてシフトを組みたいというお話がございまして、先ほど総務部長も申し上げたとおり、まずはそれでスタートしましょうと。Ⅱ期工事につきましては、今おっしゃられたことも、交渉の中ではやっていきたいとは思いますが、今のところは9時までにしてほしいという要請を受けておりますので、調整事項ということでよろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに。

問（14） 2月1日から利用できるということですけども、以前ですと中央公民館、2月以降は各種団体の総会、会議というのが非常に多忙に重なり合うケースが多かったわけですけども、今後、ここでは何人使えて、どのような駐車場が何台あって、どこに駐車場があるというような告知と言いますか、利

用告知をどのような方法でなされるのか、教えていただきたいと思います。

答（行政 杉浦主幹） 今、駐車場の問題でございますけれども、役所自体が今、臨時駐車場を御利用くださいということで、ホームページですとか、市の広報、イベントがある時にはその旨の告知をしておるところでございます。Ⅱ期工事が終わるまでは、やはり、今の臨時駐車場を御利用くださいということで、かなり台数も制限されますので、イベントをやられる団体さんには、その旨を、工事の御協力をお願いしたいということで、通知をしていきたいと思っております。

問（14） 私どもの体育協会ですとか、野球ですとか、もう今の時点でどこにしようかと、あそこは何台停めれるのか、何人入れるのかという問い合わせが私のところにも何件か来ておりますので、ぜひそういうところも、使い勝手がよくなるような告知、利便性のいい告知をしていただければ、あそこには何台停めれて、何人入れて、どういう施設があるということで、皆さんが喜ばれるのかなと思いますので、これだけではなくて、かわら美術館あるいはいきいきホールには、何人入れて、駐車場が何台あって、どの規模の会議ができますよというような告知をしていただければ、非常にありがたいなと思っております。

この議事堂は、もともと我々の議員が議会を開く場であるわけですがけれども、会議棟になったときの椅子、机等の配置は利用者が設置するのか、あるいは今の管理者が設置するのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

答（行政 杉浦主幹） 机とか椅子の配置は、主催者でやっていただくということで考えております。市、大和リースさんは、基本的には鍵の管理、セキュリティの問題をやっていくということで考えております。

意（14） 当然、庁舎から会議棟に行く場合の動線ですね、動線の案内ですとか、初めてのことで、私もまだわかりませんし、利用者も初めてのことで、どうやってその会議棟まで行ったらいいのかとか、そういうような案内も出していただけると非常にありがたいなと思っておりますので、今後、この議場が私らだけでなく、多くの市民に広く使われることを私は期待しておりますので、その辺の利便性をよくするような努力を今後してほしいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

問（５） １点確認で、利用料の１時間 1,500 円、これは市の歳入になるのかどうか。

答（行政 杉浦主幹） 利用料につきましては、市の歳入といたします。

問（５） そうすると、先日、総務建設委員会の際に、使用料手数料条例については、今後ないというふうに答弁されたと思うんですけど、そういったことは次、この条例が出てくるということでしょうか。

答（総務部） 市役所につきましては、これは公用施設になります。公民館などの施設は、公の施設になります。公の施設の使用料を定める場合は、これは条例で定めることになります。市役所は事務所でありますので、これは条例の使用料ではなくて、直接、お貸しをする料金としていただくことを予定いたしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、報告及び連絡事項を終わります。

３ 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

４ その他

委員長 初めに私から 1 点お願いします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、日程が決まりしだい、連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、皆さんのほうで、何かあればお願いします。

問（８） １点確認させてほしいですけれども、中央公民館の話が、住民投票という形で止まったかと思えますけれども、すでに議決して取り壊しを議会でも認めている状態になってますので、今後どのような対応をされるかというこ

とを確認させていただきたいんですけれども。

答（市長） おっしゃるとおりでありまして、すでに当初予算を議決をいただいております、本契約に至る議決をもって、計画は進めていくことになると思いますが、しかるべき時期に上程をさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（13） 新庁舎ができて、そのうちこの旧庁舎の取り壊しということになるにあたって、アスベストの関係があるよということは伺っておりますけれども、今からどういう影響が出てくるのか、例えば工事の進捗に遅れが生じる可能性があるとか、あるいは余分な歳出が出てくる可能性があるだとかということも当然含めてのことになるわけですが、実際、どのような形で進めていくのかとか、あるいはどういう状況になっているのかとかいう部分を議会のほうにも示していただきたいなということを思いますので、現状、まだ対応しておりますぐらいの話でしかないのかもしれませんが、しっかりと、これは要はもともとの契約者は高浜市であって、発注者である大和リースさんが直接やるのか、あるいは、よそへ発注するのはわかりませんが、ちょっと複雑な形にもなるのかなという気もしないでもないものですから、そういったところ。

それから新庁舎ができ上がっても、やっぱり駐車場、ここがこのままである限りは、会議棟どころじゃない、駐車場すら確保できないという状況になるわけですので、それもよろしくないと思いますので、ぜひともそういったところ、しっかりと伝わるように。また、年末年始でありますし、先ほど委員長が言ったみたいに、次の委員会も決定していないというところであれば、ざっとのスケジュールみたいなもの、あるいは、こういうような状況であるよというところももしわかるのであれば、我々のほうに書面でもってでも、示していただけたらありがたいなということを思います。新聞紙上でも発表があったんで、市民の方も心配されている方もみえますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（6） 確認ですけれども、市長、しかるべき時期にと言われましたけれども、実際に今、前のときに、追加で取り壊しの議決が出てくると思っておった

わけですけれども、当然、不成立になっているわけですので、その辺のところを踏まえて、今、市長考えてみえると思うんですけども。実際に工期のこともあるわけですね。そうすると、その辺のところ、例えば工期が延びてというと、あとに建てる建物のことだとか、そういったことも影響が出てくると思いますので、その辺のところも踏まえて、できるだけ時期だとかなんかは、早くやっていただくのが僕はいいのかなと思いますので、次の特別委員会のときぐらいには、その辺のところもきちっと説明できるようにしていただけるとありがたいと思いますけれども。

答（総務部） 契約議案につきましては、こども未来部の案件になりますので、私がこの場で具体的なことは申し上げられませんが、議会の議決に基づく予算の執行に係る契約締結議案でございます。これは議会の議決に基づき進めさせていただくことにつきまして、その時期等について、総合的に勘案して対応してまいりたいと思っております。

答（副市長） 現在、御承知かと思っておりますが、住民監査請求中でございます。今、審査中でございますので、その答えを見てということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

発 言 な し

市長挨拶。

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 00 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長